

4) 届出書類 (各1部) (同法施行規則第35条、第38条、第52条、第55条、第55条の2)

	住宅に関する届出書類	
	届出書 (様式第十)	誘導施設に関する届出書類 届出書 (様式第十八)
開発行為	(添付書類) ① 位置図 (縮尺 1 / 1,000 以上) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ② 設計図 (縮尺 1 / 100 以上) 土地利用計画図及び予定建築物の各階平面図 ③ その他参考となる事項を記載した図書 ④ 委任状 (代理人に委任する場合)	
建築等行為 (住宅)	届出書 (様式第十一)	届出書 (様式第十九)
開発行為以外 (誘導施設)	(添付書類) ① 配置図 (縮尺 1 / 100 以上) 敷地内における建築物の位置を表示する図面 ② 2面以上の立面図 (縮尺 1 / 50 以上) 建築物の高さ等を表示する図面 ③ 各階平面図 (縮尺 1 / 50 以上) 間取り、各室の用途等を表示する図面 ④ その他参考となる事項を記載した図書 ⑤ 委任状 (代理人に委任する場合)	
変更の届出	届出書 (様式第十二)	届出書 (様式第二十)
休廃止の届出	(添付書類) 上記それぞれの行為で要する書類一式	
	—	届出書 (様式第二十一)

※届出書様式は市ホームページからダウンロードできます。

5) Q&A

- Q.** 届出書は何部必要か？
A. 1部提出してください。
- Q.** 開発行為を行った者と同一の者が住宅や誘導施設を建築する場合は、それぞれの行為の前に届出が必要か？
A. 開発行為に着手する日の30日前までに届出をしてください。その後の建築行為に係る届出は不要です。
 なお、開発行為を行う者と建築行為を行う者が異なる場合は、それぞれの行為に着手する日の30日前までに届出をしてください。
- Q.** 届出は、開発許可申請や建築確認申請と同時に提出するものか？
A. 法令上の規定はありませんが、住宅開発等の動向を事前に把握し、区域内への立地を促していると考えているため、開発許可申請や建築確認申請に先立ち、相談・提出をお願いします。
- Q.** 居住誘導区域外における一定規模以上の宅地開発や都市機能誘導区域外における誘導施設の整備は制限されるのか？
A. 届出制度は、立地の動向を把握するためのものであり、宅地開発や誘導施設整備を制限するものではありません。
 「つくば市立地適正化計画」では、今後の人口減少・少子高齢化を踏まえ、長期的な時間軸で将来を見据えたまちづくりを考える必要があるため、「多極ネットワーク型の持続可能でコンパクトな都市」を目指し、住宅や誘導施設を各種誘導区域内へ緩やかに誘導していく方針です。
- Q.** その他の区域内における誘導施設の整備に関する届出は必要か？
A. 必要です。その他の区域は、つくば市が独自に定めた区域であるため、その他の区域の内外と届出の可否は関連しません。届出の可否は、居住誘導区域又は都市機能誘導区域の内外で判断することとなります。
- Q.** 届出書の提出や相談窓口はどこか？
A. つくば市都市計画部市街地振興課となります。

つくば市 都市計画部市街地振興課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 TEL: 029-883-1111 (代表)

(H 30.11 作成)

つくば市立地適正化計画に係る届出制度の手引き

平成31年1月4日運用開始

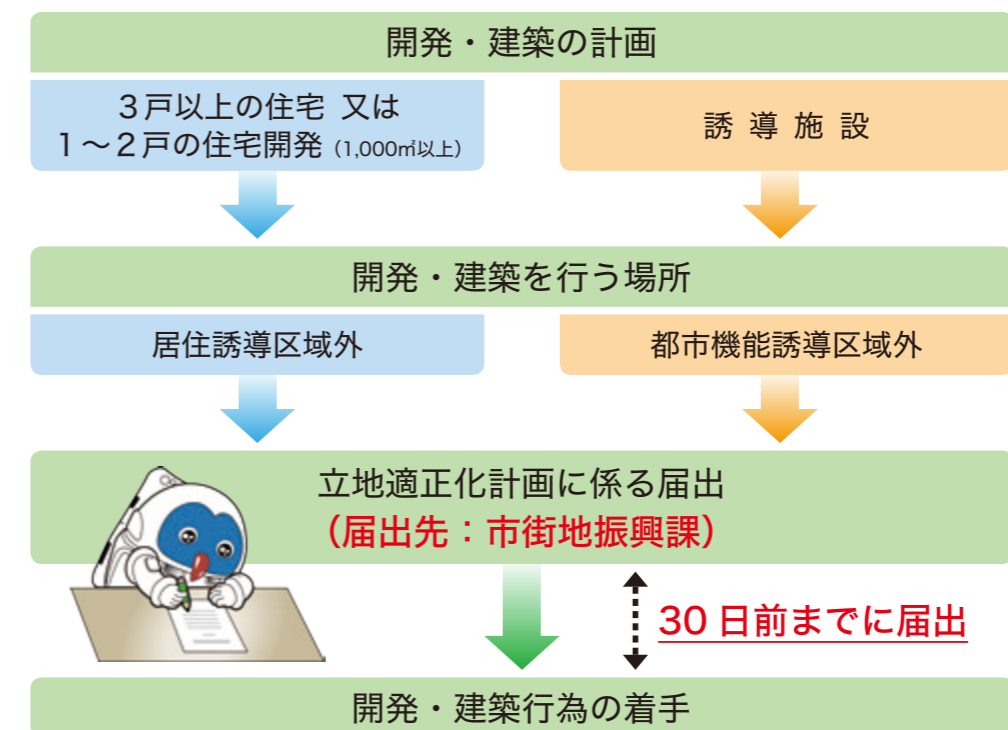


◆届出制度

1) 概要

- 「つくば市立地適正化計画」は平成31年1月4日に公表します。計画公表後は、**誘導区域外で開発・建築を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前まで**に市長への届出が必要となります。なお、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合にも、これらの行為をしようとする日の30日前までに、市長への届出が必要となります。
 ※誘導区域外における宅地開発・誘導施設の立地動向等を把握するため、平成31年1月4日から2月2日に住宅又は誘導施設に係る開発・建築を行う場合においても、届出をお願いします。
- 立地適正化計画に係る届出は、これまでの規制に基づく許認可等と異なり、居住誘導区域外での住宅開発や都市機能誘導区域外での誘導施設の立地動向を市が事前に把握するために実施するものです。市がこのような開発や建築の動向を把握し、届出者に対して取組や施策などの情報を提供し区域内での立地を促すとともに、今後の取り組みに活かすことで、住宅や施設を時間を掛けながら緩やかに誘導していくことを目指していきます。
- 誘導区域外での開発・建築を行う場合に届出をしない又は虚偽の届出をした者については、都市再生特別措置法（以下「法」という。）第130条の規定に基づき、30万円以下の罰金に処する場合があります。
- 誘導区域外での届出に関する規定は、宅地建物取引業法第35条の規定に基づく重要事項説明の対象になります。

2) 届出の流れ



※届出の提出後、計画に変更があった場合は変更の届出が必要です。

◆つくば市立地適正化計画の概要

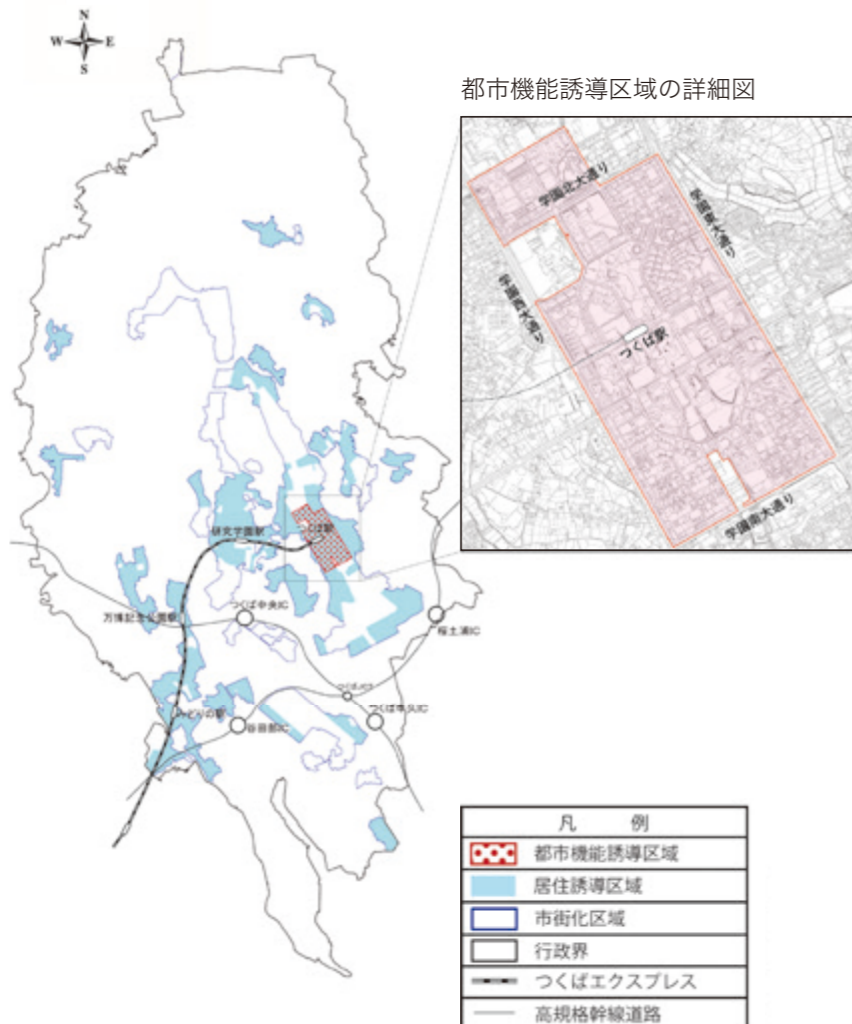
1) 計画の目的

- つくば市は2035年まで人口が増加すると予測されていますが、年齢構成別では、高齢人口が増え、年少人口や生産年齢人口は減少すると考えられています。税収が減少する一方で、歳出に占める社会保障費の割合が増加することでインフラの老朽化への対応等が困難になると想定されます。これらを踏まえ、立地適正化計画を策定し、都市計画マスタープランで定めた都市構造（多極ネットワーク型コンパクトシティ）の実現に向けた取り組みを推進します。

2) 誘導区域と誘導施設の設定 (法第81条第2項)

- 本計画では、法によって定めることとなっている、公共交通が便利な区域に居住を誘導する「居住誘導区域」と、生活サービス施設などの都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」を設定しました。併せて、都市機能誘導区域にその立地を誘導すべき都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）を誘導施設として設定しました。
- また、つくば市は、成り立ちや発展の経緯から、独自の都市構造を有しており、都市機能誘導区域以外の拠点・区域も、様々な機能・役割を担っており、その機能や役割に応じた都市機能に係る区域の位置づけを示すために、法に規定されている区域の設定に加え、市独自の「その他の区域」を任意の区域として設定しました。

誘導区域設定図（法定区域）



誘導施設一覧

機能	施設
商業機能	百貨店や総合スーパー等の小売店（店舗面積：5,000㎡以上）
児童福祉機能	子育て支援施設 児童発達支援センター
教育機能	大学 専修学校 図書館
文化・交流機能	美術館・博物館 地域交流センター 市民活動センター 多目的ホール
医療機能	特定機能病院 地域医療支援病院
健康機能	体育館（観客席あり）
産業・業務機能	産業振興センター

◆届出制度の詳細

1) 住宅に関する届出 (法第88条第1項)

- 居住誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が義務づけられます。

開発行為	
① 3戸以上の住宅*の建築目的の開発行為をしようとする場合	
② 1戸又は2戸の住宅*の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のものをしようとする場合	
●①の例示…………… 届出が必要 (住宅*3戸の開発行為)	
●②の例示…………… 届出が必要 (敷地面積1,300㎡で1戸の開発行為)	
●届出が不要の例示……………届出は不要 (敷地面積800㎡で2戸の開発行為)	

建築等行為	
① 3戸以上の住宅*を新築しようとする場合	
② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅*にしようとする場合	

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含まれません。

2) 誘導施設に関する届出 (法第108条第1項、第108条の2第1項)

- 都市機能誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が義務づけられます。

開発行為	
誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	

開発行為以外	
① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合	
② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物にしようとする場合	
③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物にしようとする場合	

- 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合には、これらの行為をしようとする日の30日前までに、市長への届出が義務づけられます。

3) 届出を要しない行為 (法第88条第1項、第108条第1項、同法施行令第27条、第28条、第35条、第36条)

- 仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する目的で行うもの
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為